

○東みよし町公共工事の前金払及び中間前金払事務取扱要領

平成25年4月17日

告示第62号

改正 平成29年6月1日告示第91号

平成31年4月25日告示第95号

令和元年9月1日告示第49号

(趣旨)

第1条 この告示は、東みよし町公共事業標準請負契約約款に関する規則(平成22年東みよし町規則第13号、以下「規則」という。)第34条に定める前金払及び中間前金払の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号。以下「保証事業法」という。)第2条第1項に規定するものをいう。
- (2) 前金払 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)附則第7条及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。)附則第3条第1項の規定により支払う前金払をいう。
- (3) 中間前金払 施行令附則第7条及び施行規則附則第3条第3項の規定による、既にした前金払に追加して支払う前金払をいう。

(対象工事)

第3条 前金払は、1件の当初請負代金額が100万円以上の公共工事を対象とする。

2 中間前金払は、1件の当初請負代金額が100万円以上の公共工事を対象とする。

(前金払及び中間前金払の割合)

第4条 前払金は、請負代金額の10分の4以内の額とする。

2 中間前払金は、請負代金額の10分の2以内の額とし、かつ、前項の前払金を加えた金額の割合が請負代金額(変更契約がある場合は変更後の請負代金額)の10分の6を超えてはならないものとする。

(中間前金払の要件)

第5条 中間前金払を行う要件は、既に前金払の支払いが行われている工事で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(継続費又は債務負担行為に係る特例)

第6条 継続費又は債務負担行為に係る契約においては、当該会計年度における年割額に対応する出来高予定額に対し、前金払及び中間前金払をすることができるものとする。なお、この場合の前条に定める要件は、それぞれの年度ごとの工期、工程により認定するものとする。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、契約を締結した会計年度に翌会計年度分以降の前払金を含めて支払いを行うことができるものとする。

(中間前金払と部分払の選択)

第7条 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

2 受注者は、中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求はできないものとする。この場合には、当該契約において、規則第37条の規定は適用しないものとする。ただし、前条に規定する年度を超えて施工する必要がある工事の場合は、各年度末の部分払に限り規則第37条の規定を適用するものとする。

3 受注者は、部分払の請求(前項ただし書きに規定する場合において部分払を請求するときを除く。)を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、規則第34条第3項及び第4項の規定は適用しないものとする。

(前金払に係る請求)

第8条 受注者は、請求書に公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社が発行する保証証書(以下「保証証書」という。)の原本を添えて発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に支払いを行うものとする。

(中間前金払の認定及び請求)

第9条 受注者は、中間前金払の認定を受けようとする場合は、中間前金払認定請求書(様式第1号)に工事履行報告書(様式第2号)を添付し、契約事務担当者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、第5条に規定する中間前金払の要件の全てを満たすものであるかどうかの確認を行い、確認後は認定調書(様式第3号)を作成し、受注者に交付するものとする。

- 3 認定調書の交付は、当該請求を受けた日から14日以内に行うものとする。ただし、受注者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときはこの限りではない。
- 4 前項に定める要件の確認は、「工事履行報告書」、「工程表」等の資料をもって足りることとし、特に必要と認める場合を除き、特別の現地確認は要しないものとする。なお、疑義がある場合は、確認のための必要書類の提示を求めることができる。
- 5 第4条に定める要件の工程や経費が明らかに2分の1を超えないと認められる場合を除き、要件を満たしているものとみなす。
- 6 工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を第5条第3号の経費に加算し認定することができるものとする。
- 7 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われている場合は、変更契約の締結前であっても、当該新規工種等に係る進捗状況を、第5条第2号の作業及び第5条第3号の経費に含めることができるものとする。
- 8 発注者は、請求のあった工事が第5条に定める要件を満たしていない場合又は工事の発注時期及び、契約工期を勘案し、中間前金払をすることが妥当でないと思われる場合には、認定しないものとする。この場合においては、発注者は認定を行わない旨を速やかに受注者に通知するものとする。
- 9 受注者は、第2項の認定に基づき中間前金払の支払いを請求する場合には、請求書に中間前払金に関する保証契約に係る保証証書を添えて契約事務担当者に提出するものとする。
- 10 発注者は、前項の請求を受けた日から14日以内に支払いを行うものとする。

(契約書の記載)

- 第10条 前金払の対象工事については、契約書に「前金払の特約条項」として10分の4以内で支払われる前払金額を記載するものとする。
- 2 中間前金払の対象工事については、契約書に「前金払の特約条項」として10分の2以内で支払われる中間前払金額を記載するものとする。
 - 3 対象外の工事については、契約書に「前金払の特約条項」として「¥0★」を記載するものとする。

附 則

この告示は、平成25年5月1日から施行し、同日以降に契約(変更契約を除く。)を行う工事について適用する。

附 則(平成29年6月1日告示第91号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の規定は、平成29年6月1日以降に発注した公共工事の契約について適用し、平成29年5月31日までに発注した公共工事の契約については、なお従前の例による。

附 則(平成31年4月25日告示第95号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月1日告示第49号)

この告示は、公布の日から施行する。

中間前金払認定請求書

年 月 日

東みよし町長 殿

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

次の工事について、中間前金払の支払いを請求したいので、要件を満たしていることを認定されたく請求します。

工事番号	
工事名	
路線名等	
工事箇所	
契約年月日	年 月 日
請負代金額	(当該年度の出来高予定額：)
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
備 考	

- (注1) 1 認定資料として、工事履行報告書(様式2)を添付すること。
2 債務負担行為に係る契約の場合は、契約額の欄に請求しようとする年度に係る出来高予定額を()内に併せて記載すること。
- (注2) 1 中間前金払と部分払の併用は認めない。ただし、年度を超えて施工する必要がある工事については各年度末の部分払に限り適用する。

工事履行報告書

工 事 名			
工 事 箇 所			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
日 付	年 月 日 (月分)		
月 別	予定工程 (%) () 内は工程変更後	実施工程 (%)	備考
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
月	%	%	
(記載欄)			

中間前金払認定調書

契約の相手方	
工事番号	
工事名	
路線名等	
工事箇所	
契約日	
工 期	着工 年 月 日 完成 年 月 日
請負代金額	
備 考	
<p>上記の工事についてその進捗を確認したところ、中間前金払をすることができる要件を満たしていることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">東みよし町長</p>	